

○ 農業協同組合法第九十四条の二第三項に規定する区分等を定める命令（平成十二年<sup>総</sup>農林水産省<sup>大蔵省</sup>令第十三号）（第一条関係）

改正案

現行

（組合の自己資本の充実の状況に係る区分及びこれに応じた命令）  
 第一条 農業協同組合法（以下「法」という。）第十条第一項第三号の事業を行う農業協同組合（以下「組合」という。）についての法第九十四条の二第三項の主務省令で定める自己資本の充実の状況に係る区分及び当該区分に応じ主務省令で定める命令は、次条に定める場合を除き、次の表のとおりとする。

（組合の自己資本の充実の状況に係る区分及びこれに応じた命令）  
 第一条 農業協同組合法（以下「法」という。）第十条第一項第三号の事業を行う農業協同組合（以下「組合」という。）についての法第九十四条の二第三項の主務省令で定める自己資本の充実の状況に係る区分及び当該区分に応じ主務省令で定める命令は、次条に定める場合を除き、次の表のとおりとする。

自己資本の充実の状況に係る区分	命令	自己資本の充実の状況に係る区分	命令
(略)	(略)	(略)	(略)
第二区分	单体自己資本比率 二パーセント以上四パーセント未満	次の各号に掲げる自己資本の充実に資する措置に係る命令 一〜六（略） 七 法第十条第六項各号に掲げる事業（同項第一号及び第二号に掲げる事業並びにこれらに附帯	单体自己資本比率 ○パーセント以上二パーセント未満

第二区分	(略)	自己資本の充実の状況に係る区分	命令	<p>2 組合及びその子会社等（法第五十四条の二第二項に規定する子会社等をいう。以下同じ。）についての法第九十四条の二第三項の主務省令で定める自己資本の充実の状況に係る区分及び当該区分に応じ主務省令で定める命令は、次条に定める場合を除き、次の表のとおりとする。</p>	(略)	<p>する事業を除く。）又は同条第七項に規定する事業の縮小又は新規の取扱いの禁止</p>
	連結自己資本比率				(略)	
○パーセント以上二パーセント	次の各号に掲げる組合及びその子会社等の自己資本の充実に資する措置に係る命令				八 (略)	
	一～三 (略)					

第二区分	(略)	自己資本の充実の状況に係る区分	命令	<p>2 組合及びその子会社等（法第五十四条の二第二項に規定する子会社等をいう。以下同じ。）についての法第九十四条の二第三項の主務省令で定める自己資本の充実の状況に係る区分及び当該区分に応じ主務省令で定める命令は、次条に定める場合を除き、次の表のとおりとする。</p>	(略)	<p>する事業を除く。）又は同条第七項、第八項若しくは第九項に規定する事業の縮小又は新規の取扱いの禁止</p>
	連結自己資本比率				(略)	
○パーセント以上二パーセント	次の各号に掲げる組合及びその子会社等の自己資本の充実に資する措置に係る命令				八 (略)	
	一～三 (略)					

	(略)
未満	(略)
<p>四 組合の取引の通常の条件に照らして不利益を被るものと認められる条件による貯金又は定期積金の受入れの禁止又は抑制</p> <p>五〇八 (略)</p> <p>九 法第十条第六項各号に掲げる事業(同項第一号及び第二号に掲げる事業並びにこれらに附帯する事業を除く。)又は同条第七項に規定する事業の縮小又は新規の取扱いの禁止</p>	<p>十 (略)</p>

3・4 (略)  
 (連合会の自己資本の充実の状況に係る区分及びこれに応じた命令)  
 第三条 法第十条第一項第三号の事業を行う農業協同組合連合会(以下「連合会」という。)についての法第九十四条の二第三項の主務省令で定める自己資本の充実の状況に係る区分及び当該区分に応じ

	(略)
未満	(略)
<p>四 組合の取引の通常の条件に照らして不利益を被るものと認められる条件による貯金又は定期積金等の受入れの禁止又は抑制</p> <p>五〇八 (略)</p> <p>九 法第十条第六項各号に掲げる事業(同項第一号及び第二号に掲げる事業並びにこれらに附帯する事業を除く。)又は同条第七項、第八項若しくは第九項に規定する事業の縮小又は新規の取扱いの禁止</p>	<p>十 (略)</p>

3・4 (略)  
 (連合会の自己資本の充実の状況に係る区分及びこれに応じた命令)  
 第三条 法第十条第一項第三号の事業を行う農業協同組合連合会(以下「連合会」という。)についての法第九十四条の二第三項の主務省令で定める自己資本の充実の状況に係る区分及び当該区分に応じ

第二区分	(略)	(略)	命令	主務省令で定める命令は、次条に定める場合を除き、次の表のとおりとする。 自己資本の充実の状況に係る区分

第二区分	(略)	(略)	命令	主務省令で定める命令は、次条に定める場合を除き、次の表のとおりとする。 自己資本の充実の状況に係る区分

第二区分	(略)	分	自己資本の充実の状況に係る区分	命令	2 連合会及びその子会社等についての法第九十四条の二第三項の主務省令で定める自己資本の充実の状況に係る区分及び当該区分に応じ主務省令で定める命令は、次条に定める場合を除き、次の表のとおりとする。	(略)	(略)	八 (略)

第二区分	(略)	分	自己資本の充実の状況に係る区分	命令	2 連合会及びその子会社等についての法第九十四条の二第三項の主務省令で定める自己資本の充実の状況に係る区分及び当該区分に応じ主務省令で定める命令は、次条に定める場合を除き、次の表のとおりとする。	(略)	(略)	八 (略)

(略)	
(略)	
(略)	<p>五〇八 (略)</p> <p>九 法第十条第六項各号に掲げる事業(同項第一号及び第二号に掲げる事業並びにこれらに附帯する事業を除く。)又は同条第七項に規定する事業の縮小又は新規の取扱いの禁止</p> <p>十 (略)</p>
(略)	
(略)	
(略)	<p>五〇八 (略)</p> <p>九 法第十条第六項各号に掲げる事業(同項第一号及び第二号に掲げる事業並びにこれらに附帯する事業を除く。)又は同条第七項、第八項若しくは第九項に規定する事業の縮小又は新規の取扱いの禁止</p> <p>十 (略)</p>

○ 農林中央金庫法第八十五条第二項に規定する区分等を定める命令（平成十三年<sup>内閣府</sup>農林水産省<sup>令</sup>第三号）（第一条関係）

改正案		現行	
<p>（自己資本の充実の状況に係る区分及びこれに応じた命令）</p> <p>第一条 農林中央金庫法（以下「法」という。以下同じ。）第八十五条第二項の主務省令で定める農林中央金庫の自己資本の充実の状況に係る区分及び当該区分に応じ主務省令で定める命令は、次条に定める場合を除き、次の表のとおりとする。</p>			
分	自己資本の充実の状況に係る区分	命令	命令
(略)	(略)	(略)	(略)
第二区分	<p>单体自己資本比率</p> <p>二パーセント以上四パーセント未満</p>	<p>次の各号に掲げる自己資本の充実に資する措置に係る命令</p> <p>一 六（略）</p> <p>七 法第五十四条第一項から第三項までの規定により営む業務に付随する同条第四項各号に掲げる業務その他の業務又は同条第</p>	<p>次の各号に掲げる自己資本の充実に資する措置に係る命令</p> <p>一 六（略）</p> <p>七 法第五十四条第一項から第三項までの規定により営む業務に付随する同条第四項各号に掲げる業務その他の業務又は同条第</p>

第二区分	連結自己資本比率 二パーセント以上四パーセント未満	次の各号に掲げる自己資本の充実に資する措置に係る命令 一〜八 (略) 九 法第五十四条第一項から第三項までの規定により営む業務に	命令	自己資本の充実の状況に係る区分	(略)	(略)	(略)	(略)	七項の規定により営む業務の縮小又は新規の取扱いの禁止 八 (略)	2 法第八十五条第二項の主務省令で定める農林中央金庫及びその子会社等(法第五十六条第二号に規定する子会社等をいう。以下同じ。) 。の自己資本の充実の状況に係る区分及び当該区分に応じ主務省令で定める命令は、次条に定める場合を除き、次の表のとおりとする。

第二区分	連結自己資本比率 二パーセント以上四パーセント未満	次の各号に掲げる自己資本の充実に資する措置に係る命令 一〜八 (略) 九 法第五十四条第一項から第三項までの規定により営む業務に	命令	自己資本の充実の状況に係る区分	(略)	(略)	(略)	(略)	七項若しくは第八項の規定により営む業務の縮小又は新規の取扱いの禁止 八 (略)	2 法第八十五条第二項の主務省令で定める農林中央金庫及びその子会社等(法第五十六条第二号に規定する子会社等をいう。以下同じ。) 。の自己資本の充実の状況に係る区分及び当該区分に応じ主務省令で定める命令は、次条に定める場合を除き、次の表のとおりとする。



3・4 (略)	(略)	
	(略)	
	(略)	<p>付随する同条第四項各号に掲げる業務その他の業務又は同条第七項の規定により営む業務の縮小又は新規の取扱いの禁止</p>
3・4 (略)	(略)	
	(略)	
	(略)	<p>付随する同条第四項各号に掲げる業務その他の業務又は同条第七項若しくは第八項の規定により営む業務の縮小又は新規の取扱いの禁止</p>